

(e-Tax) を利用した申告書の提出ができますのでご利用ください。栗国村役場では、令和6年2月16日から令和6年3月15日まで受付しています。

青色申告をおすすめします

青色申告を行うと、一定の要件を満たした帳簿を備え付けて書類を保存することによって、所得税の計算を行う上で青色申告特別控除の適用や青色申告専従者給与の必要経費算入など、数多くの特典を受けることができます。

なお、青色申告をされる方は、青色申告をしようとする年の3月15日までに「所得税の青色申告承認申請書」を税務署に提出してください。(その年の1月16日以降、新たに開業した方は開業の日から2ヶ月以内に申請すればよいこととなっています)

Q. 農作物を自家消費した場合の申告は？

A. 家族で食べる自家消費した分や、親戚や知人に贈答した分などは「家事消費分」と呼ばれ、家事消費分についても、税法上では収穫した時点で所得が発生したことになり、農業所得として申告が必要です。ただし、家事消費分だけの収穫量では、規模としても小さく、収益を目的としていないため、農産物を全く出荷・販売せずに全量家事消費している農家の人(営業または不動産所得がある人は除く。)に限り、確定申告又は村民税・県民税の申告の際は、農業収入のみを計上し、農業所得は0円として申告していただいて構いません。(収支内訳書は省略)なお、農業所得が赤字の場合、収支内訳書を作成しマイナス申告することで、赤字を他の所得から差し引くことが可能です。(損益通算)

Q. 水道代や電気代、燃料費などの経費に日常生活で使用した分も含まれている場合は？

A. 農業に使用した分のみを必要経費として計上します。使用割合などの合理的な基準であん分してください。

Q. 農業所得の雑収入に含める収入は何がありますか？

A. 国や県、村などから交付される補助金、農産物に対する共済金など、農産物の販売代金や家事消費以外の収入金額を計上します。ただし、農業に関する収入であっても以下のような収入は農業所得とならないので注意してください。

- ・農協などから受ける出資配当金(配当所得)
- ・建物更生共済の満期共済金(一時所得) など

Q. 国民健康保険税や国民年金保険料を納めていますが、租税公課に含めてよいですか？

A. 農業所得申告の必要経費となる租税公課は、農業用資産の固定資産税、自動車税(取得税・重量税含む)や、水利費、農協組合費などです。農地や農業用倉庫などの固定資産税は、課税明細書(納税通知書に同封)で確認してください。国民健康保険税や国民年金保険料は農業の経費ではなく社会保険料控除として申告してください。